

事務連絡  
令和5年3月27日

(一社) 不動産協会	担当者	殿
(一社) 全国住宅産業協会	担当者	殿
(一社) 不動産流通経営協会	担当者	殿
(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会	担当者	殿
(公社) 全日本不動産協会	担当者	殿
(一社) 住宅生産団体連合会	担当者	殿

国土交通省都市局都市計画課

「道路事業と併せた電線共同溝に関するガイドライン」について（情報提供）

平素より開発許可行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただき、感謝いたします。

「無電柱化の推進に関する法律」（平成28年法律第120号）第12条に基づき、道路事業が実施される場合は、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにすることとされています。また、同法第7条に基づく「無電柱化推進計画」（令和3年5月25日国土交通大臣決定）では、新設電柱の抑制のために、道路事業と一体的に無電柱化整備を行う際に同時整備を積極的に活用し、効率的な無電柱化を推進することとしています。

これまでの同時整備は、現況需要がある場合に、その対応に必要な電線に加え、将来需要に見合った電線を対象に管路等の整備（以下、同時整備（通常埋設）という）を行うものです。

今般、別添のとおり、「道路事業と併せた電線共同溝に関するガイドライン」（以下、「本ガイドライン」という。）として必要な事項を定め、同時整備（通常埋設）に加え、道路整備時に現況需要がない場合でも、将来需要に見合った電線を対象として、管路等を道路事業と同時に整備すること（本整備の方法をガイドラインでは「同時整備（事前埋設）」という）を新たに組み込むことされたので、都市計画法第29条に規定する許可を受けて行う開発事業を行う際の参考とされるようお願いいたします。

なお、都道府県等の各開発許可権者に対しては、別添のとおり「道路事業と併せた電線共同溝に関するガイドラインについて」（令和5年3月27日付国都計198号）を通知していることを申し添えます。